第141回自賠責保険審議会—諮問

金監督第118号令和2年1月22日

自動車損害賠償責任保険審議会 会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 遠 藤 俊 英 (公印省略)

自動車損害賠償保障法第33条第1項後段及び第2項の規定に基づき、下記の 事項について諮問する。

記

- 1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を令和2年4月 1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律 第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間 を短縮すること。
- 2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及 び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済 規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率 の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
- 3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
- 4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及 び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程 のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届 出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

令和2年1月23日

金融庁長官 遠藤 俊英 殿

自動車損害賠償責任保険審議会 会 長 藤田 友敬 (公印省略)

令和2年1月22日付金監督第118号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下 記のとおり答申する。

記

1. 令和元年度料率検証の結果、責任保険の収支については、平成29年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和2年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

- 2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済 掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更する ことについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更 であれば、異議はない。
- 3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。
- 4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同 組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金 に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更すること について、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であ れば、異議はない。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率

車種	12か月契約	24か月契約	36か月契約		60か月契約
W ME ET	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
乗合自動車及び営業用	40, 370				
自家用	13,000				
A	102, 200				
B	81, 360				
C C	62, 110				
D	37,680				
自 家 用 乗 用 自 動 車	13, 410	21, 550	29, 520		
普	30, 530	55, 450			
通及男 貨 物 自 10 業 用 最大積載量が2トン以下のもの 最大積載量が2トンを超えるもの	21, 970	38, 490			
	22, 570	39,680			
動 自 家 車 動 用 最大積載量が2トン以下のもの	20, 370	35, 330			
小型貨物自動車及び営業用	19, 310	33, 230			
けん引小型貨物自動車自家用	15,050	24,790			
小型二輪自動車	7, 420	9,680	11, 900		
検査対象車	13, 210	21, 140	28, 910		
軽 自 動 車 検 査 対 象 外 車	7,670	10, 160	12,600	14,990	17, 330
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	7, 280	9, 390			
緊 急 自 動 車	6, 470	7,800	9, 100		
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	10,620	16,020	21, 310	26, 490	31, 570
品 小型 二輪 自 動 車	7, 170	9, 180	11, 150	13,080	14, 970
動物物物物物	7, 170	9, 180	11, 150	13,080	14, 970
*** 軽 自 動 車 検査対象外車	7, 160	9, 150	11, 100	13,000	14,870
特霊きゅう自動車	6,770	8, 390			
種教習用自動車	6,770	8,390			
用 三輪以上の自動車(軽自動車を除	14,660	24,020			
	8, 980	12,760	16,470		
自の検査対象車	8, 980	12,760			
車 他 軽自動車 検査対象外車	8, 980	12,750	16,440	20,060	23,610
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 130	5, 140	,	,	,
検査対象車	5, 130	5, 140			
被 け ん 引 軽 自 動 車 検査対象外車	5, 150	5, 170	5, 190	5, 200	5, 220
原動機付自転車	7, 060		10, 790		
/// 399 108 円 日 料 早	1,000	8, 950	10, 790	12,600	14, 380

(2) 離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率

車種	12か月契約	2 4 か月契約	3 6 か月契約	4 8 か月契約	60か月契約
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
乗合自動車及び営業用	14,340				
けん引旅客自動車自家用	13,000				
営業用乗用自動車	19,080				
個人タクシー	19,080				
自 家 用 乗 用 自 動 車	6,610	8,070	9, 510		
普 が 営 最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	22, 420			
通及引 業 最大積載量が2トン以下のもの物質 自 日本は世界の	11,770	18,300			
自 ₁₁ 物 □ 最大積載量が 2 トンを超えるもの	13,860	22, 420			
動	11,770	18,300			
小型貨物自動車及び営業用	7,830	10,480			
けん引小型貨物自動車自家用	7,830	10,480			
小型二輪自動車	5,830	6, 530	7, 210		
軽 自 動 車	6, 300	7,460	8,600		
軽 自 動 車 検査対象外車	5, 490	5, 840	6, 190	6, 520	6,850
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 210	5, 300			
緊 急 自 動 車	5, 240	5, 370	5, 490		
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5, 280	5, 450	5, 610	5, 770	5, 920
小型二輪自動車	5, 280	5, 450	5, 610	5, 770	5, 920
動軽自動車	5, 280	5, 450	5,610	5, 770	5, 920
車 横查対象外車	5, 300	5, 450	5, 610	5, 760	5, 900
特 霊 き ゅ う 自 動 車	5, 140	5, 150			
種 教 習 用 自 動 車	5, 140	5, 150			
用 三輪以上の自動車(軽自動車を除 く)	5, 910	6,680			
金	5, 180	5, 250	5, 320		
動檢查対象車	5, 180	5, 250			
車 他 軽 自 動 車 検 査 対 象 外 車	5, 160	5, 190	5, 210	5, 240	5, 260
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 130	5, 140			
(5, 130	5, 140			
被けん引軽自動車検査対象外車	5, 150	5, 170	5, 190	5, 200	5, 220
原動機付自転車	5, 240	5, 340	5, 440	5, 540	5,640

(3) 沖縄県(離島地域を除く。) に適用する基準料率

車種	1 2 か月契約	2 4 か月契約	3 6 か月契約	4 8 か月契約	60か月契約
,	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
乗 合 自 動 車 及 び 営 業 用	29, 150				
けん引旅客自動車自家用	13,000				
営業用乗用自動車	57,740				
営業用乗用自動車 個人タクシー	37,680				
自 家 用 乗 用 自 動 車	8, 150	11, 120	14,040		
普 は 営 最大積載量が2トンを超えるもの	11, 570	17,890			
通及引 業 貨 帯 根 最大積載量が2トン以下のもの	11, 570	17,890			
自 _{バ 物} □ 最大積載量が 2 トンを超えるもの	11, 570	17,890			
動 自 家 車 動 用 最大積載量が2トン以下のもの	11, 570	17,890			
小型貨物自動車及び営業用	8, 890	12,580			
けん引小型貨物自動車自家用	8, 890	12,580			
小型二輪自動車	5, 230	5, 330	5, 440		
検査対象車	8, 150	11, 120	14,040		
軽 自 動 車 検 査 対 象 外 車	5, 260	5, 380	5, 500	5, 620	5, 730
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 730	6, 340			
緊 急 自 動 車	6,400	7,670	8, 900		
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6, 440	7, 730	9,000	10, 250	11, 470
小型二輪自動車	5, 230	5, 330	5, 440	5, 540	5, 640
動物物類的	5, 280	5, 430	5, 590	5, 740	5, 880
Y 軽 自 動 車 検 査 対 象 外 車	5, 260	5, 380	5, 500	5, 620	5, 730
特霊きゅう自動車	6, 120	7, 110			
種教習用自動車	6, 120	7, 110			
用 三輪以上の自動車(軽自動車を除)	7,850	10,520			
小型二輪自動車	7, 480	9,790	12,060		
動 検査対象車	7,480	9,790			
車 他 軽自動車 検査対象外車	7, 500	9,810	12,080	14,300	16,480
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 130	5, 140			
検 査 対 象 車	5, 130	5, 140			
被けん引軽自動車検査対象外車	5, 150	5, 170	5, 190	5, 200	5, 220
原動機付自転車	5, 240	5, 340	5, 440	5, 540	5, 640

(4)沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車種	1 2 か月契約	2 4 か月契約	3 6 か月契約	4 8 か月契約	60か月契約
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
乗合自動車及び営業用	14,340				
けん引旅客自動車 自家用	13,000				
営業用乗用自動車	18, 960				
営業用乗用自動車 個人タクシー	18, 960				
自 家 用 乗 用 自 動 車	6,610	8,070	9, 510		
普 ん 営 最大積載量が2トンを超えるもの	11, 190	17, 140			
普 ん	10,730	16,230			
6	11, 190	17, 140			
車 動 用 最大積載量が2トン以下のもの	10,730	16,230			
小型貨物自動車及び営業用	7, 810	10,450			
けん引小型貨物自動車自家用	7,810	10,450			
小型 二輪 自動車	5, 230	5, 330	5, 440		
軽 自 動 車	5, 540	5, 960	6, 370		
検査対象外車	5, 260	5, 380	5, 500	5, 620	5, 730
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 210	5, 300			
緊 急 自 動 車	5, 240	5, 370	5, 490		
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5, 280	5, 450	5, 610	5, 770	5, 920
品 小型 二輪 自 動 車 自	5, 230	5, 330	5, 440	5, 540	5, 640
動 軽 自 動 車	5, 260	5, 400	5, 540	5,670	5, 800
車 検査対象外車	5, 250	5, 370	5, 480	5, 590	5, 700
特 霊 き ゅ う 自 動 車	5, 140	5, 150			
種数習用自動車	5, 140	5, 150			
用 三輪以上の自動車(軽自動車を除 く)	5, 400	5,680			
か型二輪自動車	5, 180	5, 250	5, 320		
動 検査対象車	5, 180	5, 250			
車 他 軽 目 虭 甲 検 査 対 象 外 車	5, 160	5, 190	5, 210	5, 240	5, 260
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 130	5, 140			
被けん引軽自動車	5, 130	5, 140			
検査対象外車	5, 150	5, 170	5, 190	5, 200	5, 220
原 動 機 付 自 転 車	5, 240	5, 340	5, 440	5, 540	5, 640